

## 【公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度】

### 小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士の認定に係る制度規則の施行に関する規程

2023年5月28日 制定

#### (目的)

第1条 この小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士の認定に係る制度規則の施行に関する規程（以下「規程」という。）は、小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士の認定に係る制度規則（以下「規則」という。）第16条の定めに基づき、同規則の施行上必要な細則事項を定めることを目的とする。

#### (認定委員会)

第2条 日本栄養士会事業部及び事務局設置運営規程第3条の事業部委員会として、人材育成事業部における委員会に当認定委員会を置く。

- 2 規則第3条に規定する認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 決議を要する事項のうち、認定を受けるべき適格性を有するか否かの判定は全会一致をもってこれを行う。
- 4 決議を要する事項のうち、第2項に定める以外のものについては出席者の3分の2以上をもって決する。
- 5 認定委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記載した議事録を作成する。

#### (運営等小委員会)

第3条 規則第4条に規定する3つの小委員会（本条の小委員会を総称して、以下「運営等小委員会」という。）は、認定委員会を補佐し、次の事務を行う。

- 一 研修小委員会  
各研修の運営と更新実施に関わる事務
- 二 試験小委員会  
筆記試験の実施と更新実施に関わる事務
- 三 事例考查小委員会  
事例報告等の考查の実施と更新実施に関わる事務

- 2 運営等小委員会の委員は、全体で15名以内とする。
- 3 運営等小委員会の委員のうち2名は認定委員を兼務する。
- 4 運営等小委員会の委員の任期は2年とし、会役員の任期に準じた時までとする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員の再任を妨げない。
- 5 運営等小委員会の委員長は、運営等小委員を兼務する認定委員の中から委員の互選によって選任する。
- 6 運営等小委員会の委員長は、委員会の事務を掌理し、決裁する。
- 7 運営等小委員会の委員長は、その経過の概要及び結果を記載した議事録を作成しこれを保管

しなければならない。

8 運営等小委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

(審査の申請)

第4条 規則第6条第1項第五号にあげる審査に必要な書類は、次に定めるものとする。

- 一 管理栄養士あるいは栄養士免許証のコピー
- 二 認定審査申請書
- 三 職務経歴書
- 四 事例報告書
- 五 指定研修の履修記録

(再審査)

第5条 前条第4号に規定する事例報告の不合格者は、別に定める期限内に限り、必要な書類を本会へ提出し、理事会が定める再審査料を納入することにより、再審査を受けることができる。

- 2 既納の審査料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 3 再審査の申請期間については、認定委員会が別に定める。

(名簿)

第6条 規則第8条に規定する小児栄養分野管理栄養士・栄養士名簿には、氏名、生年月日、性別、会員番号等の本人を特定する事項と、認定年月日、登録番号等を記載することとする。

(認定証)

第7条 規則第9条に規定する小児栄養分野適格認定の認定証の様式については、別に定める。

(更新の申請)

第8条 規則第9条の規定により、小児栄養分野適格認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、規則第8条に基づいて認定証の交付を受けた日より5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- 一 認定期間に継続して本会の会員であること
- 二 別に定める研究業績等の必要な単位数を有すること

2 既納の更新料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

(更新の延長)

第9条 本規程第8条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、委員会が相当と認めた場合、更新申請理由書提出をもって、更新すべき日を延長することができる。

(認定試験実施要綱等)

第10条 本会は、試験の実施に当たって、認定試験については「小児栄養分野管理栄養士・栄養士 認定試験実施要綱」をその実施年度の3か月前までに各団体のホームページへ掲載し、又は、適宜の方法で作成し、対象者へ通知するものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、認定委員会の審議を経て、本会の理事会の決議により変更することができる。

(附 則)

この規程は、2023年5月28日から施行する。

別表1 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数

- 1 本規程第8条第1項の更新に必要な総単位数は30単位以上とする。
- 2 資格更新に必要な小児栄養に関する研究業績及び研修業績とその単位数は次の表のとおりとする。

		対象の研修会等名	単位	備考
必須		更新研修※1	5単位	1回以上の参加
自己研鑽		① 学会参加(日本臨床栄養学会総会、日本臨床栄養協会総会大連合大会等学会※2)	2単位	参加証コピーを提出
		② 日本小児栄養研究会等小児関連団体による主催セミナー	指定単位	受講(修了)証コピーを提出
		③ 本会または都道府県栄養士会が主催する生涯教育研修会※3	指定単位	受講(参加)証、プログラム※4のコピーを提出
		④ 上記②、③以外のセミナー及び研修会※3	1単位	
選択		小児栄養に関する学会発表	筆頭:5単位 共同:2単位	抄録コピーを提出
		小児栄養に関する学術論文	筆頭:10単位 共著:5単位	
		小児栄養に関する講演会・研修会の講師(シンポジスト・パネリスト・座長含む)	5単位	依頼(委嘱)状コピーを提出
		小児栄養に関する依頼原稿・教科書・専門誌への執筆	5単位	依頼文、執筆等の内容のコピーを提出
		事例報告	2単位	指定様式

※1: 必須単位となる更新研修は、2回目以降は選択単位として振り替えることができる。

※2: 対象となる学会は、テーマ等により認定委員が判断する。

※3: 小児栄養に関する内容で60分以上とする。なお、申請単位はそれぞれ5単位を上限とする。

※4: プログラム内容によっては、単位として認められないことがある。

別表2 手数料の金額

1 本認定に係る各手数料の金額は次の表のとおりとする。

料金の種別	金額（税込み）	
小児栄養分野管理栄養士 小児栄養分野栄養士	申請料	16,500 円
	認定料	11,000 円
	更新料	11,000 円
	再審査料	11,000 円